

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総務局・会計局

目次

	ページ
キャッシュレス化の推進と収入証紙制度の見直しについて	1

キャッシュレス化の推進と収入証紙制度の見直しについて

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料等について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

1 キャッシュレス化に向けた取組

キャッシュレス化を推進し、県民の利便性を向上させる。

(1) 電子申請・電子収納の拡大

「e-Kanagawa 電子申請システム」や国が提供するシステムの活用をさらに促進する。

(2) 窓口キャッシュレス決済の拡大

申請窓口において、クレジットカードや交通系 IC カード等が使えるマルチ決済端末を順次、配備していく。

(3) コンビニ収納の拡大

キャッシュレス決済に対応できない方のため、収入証紙で収納している手数料等についても、コンビニエンスストアでの現金収納を開始する。

2 収入証紙制度の廃止

キャッシュレス化などの体制が整った手数料等から、順次、収入証紙の利用を終了していく。

最終的に令和 7 年 9 月末までに収入証紙の販売を終了（収入証紙制度の廃止）し、令和 8 年 3 月末に収入証紙の利用終了を目指す。

3 周知

申請を行う県民・事業者に対して、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続に係る事業者団体などを通じて、周知する。

また、収入証紙の販売所へ販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

4 今後の予定 令和6年度

(キャッシュレス化に向けた取組)

- ・ 電子申請・電子収納の拡大
- ・ 窓口キャッシュレス決済の拡大
- ・ コンビニ収納の拡大

(条例改正に係る動き)

- ・ 令和6年6月、11月※¹

「収入証紙に関する条例」の一部改正議案※²を提出

キャッシュレス化等の体制が整った手数料等から、順次、収入証紙の利用を終了する。

※1 上記以外の時期にも議案を提出する可能性がある。

※2 収入証紙により収納可能な手数料等を記載した別表から、収入証紙の利用を終了する手数料等を削除する。

- ・ 令和7年2月

「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

収入証紙制度を廃止する。

令和7年度

- ・ 令和7年9月末
収入証紙の販売を終了

- ・ 令和8年3月末
全ての収入証紙の利用を終了